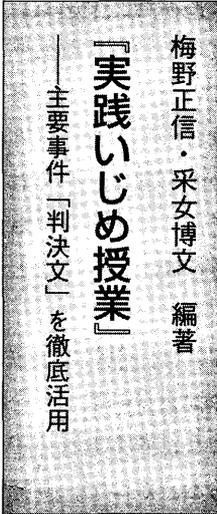


## ●図書紹介●



梅野正信・采女博文 編著

本書は、「裁判の判決文を参照した教材と、その教材を活用した授業に必要な資料を提供するもの」であり、「この授業を通して、①被害者には、救済と権利回復の道筋が確固として存在することを、②加害者には、自分の周囲がいじめ行為の犯罪性を十分に理解していることを自覚して犯罪的行為を自制することができるように、そして、③多くの児童・生徒たちには、目の前で起こる『いじめ』『暴力』がどのような犯罪であるかを判断できるようになってほしい」との願いが込められている(①～③の見出しは、紹介者・若井が便宜上つけた)。

本書のなかで取り上げられているのは、次のような五つの事件、㉗「中野富士見中学校いじめ自殺事件」(東京高裁判決、平成6年5月20日、確定)、㉘「十三中学校いじめ負傷事件」(大阪地裁判決・平成7年3月24日、確定)、㉙「いわき市小川中学校いじめ自殺事件」(福島地裁いわき支部判決・平成2年12月26日、確定)、㉚「七塚町立小学校いじめ不登校事件」(金沢地裁判決、控訴・一部変更、確定)、㉛「三室小学校いじめ負傷事件」(浦和地裁判決、昭和60年4月22日、控訴・和解)である。

このように「法と判決を活用した授業を提案する教育論・教育方法」は、法関連教育=Law Related Educationと呼ばれている。わが国では、まだ、限られた人々の範囲での取り組みにとどまっているが、本書の「(教師の)自分自身の研修を兼ねて、学校やクラスの実態に合わせ、適当と思われるものから実践してほしい」という熱い訴えが実り、上記の主要な判決文を教材として法関連教育が小・中・高校等で広がっていくことを願うものである。

本書は、大学で研究、教育に携わっている梅野正

信（鹿児島大学教育学部）、采女博文（鹿児島大学法文学部）の両氏と、小・中・高等学校等で児童・生徒の指導に当たっておられる9名の先生方の協力作品であり、この点が実践書としての性格を際立たせることに成功した要因であろう。上に掲げた五つの判決について、事件の経過、裁判所の判断、裁判の概要等が示されたあと、指導計画が例示され、さらにその指導計画に基づいた授業展開例が詳細に及んで示されている。この指導計画や授業展開例などは、小・中・高等学校等の教育にあたっておられる人々でなくては説得力のある内容にまとめることは困難であったと思われる。

上掲の②「いわき市小川中学校いじめ自殺事件」の授業展開例（小学校）の後に授業者の感想が記されており、それは次のようなものである。「裁判の判決文は大人が読んでも難しい文章だったため、子どもたちにとって分からないことばかりであったが、子どもたちは意欲的に思考し、『いじめ』について真剣に考えてくれた。よって、ノンフィクションの裁判の判決文には、教材としての力が十分あり、児童教師ともに多くのことが学べると実感した。」（石橋健一郎氏執筆）。子どもたちの学習意欲と教師の熱意に励まされるような気がする一文である。

大学院の授業では、判例紹介をすることに努めてきた紹介者であるが、本書は、大学の学部や大学院での補助教材としても有益である。「理論と実践」の見事な結実として本書を広く江湖にご推奨する。

なお、本書は鹿児島大学での全学研究プロジェクト「新しい関係性を求めて」による研究の発展的成果の一部である。（上越教育大学 若井彌一）

●エイデル研究所，A5判，143頁，1,714円（本体）